

相模原市中小企業融資システム導入事業委託仕様書

1 調達の内容等

(1) 事業の名称

相模原市中小企業融資システム導入事業

(2) 事業の目的

本事業は、「相模原市中小企業融資制度」及び「相模原市創業支援融資制度」における利用者に対する利子補給の業務について、「開発、運用、保守に係るトータル経費の低コスト化」と「業務遂行における省力化・効率化」を図るもの

(3) 事業期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

- ・相模原市環境経済局 経済部 産業支援・雇用対策課(相模原市中央区中央2-11-15)
- ・公益財団法人 相模原市産業振興財団(相模原市中央区中央3-12-1)

(5) 対象業務

市融資制度における融資情報の管理業務全般を対象とする。業務に関する具体的な要件は「3 システムの機能要件」を参照すること。

(6) 開発手法

本システムの開発は、都道府県、政令指定都市、中核市及び人口30万人以上の自治体への導入実績のあるパッケージソフトの利用を前提とし、必要に応じたカスタマイズにより構築することを基本とする。また、カスタマイズについては、システム本稼働後のパッケージソフトのバージョンアップ、保守及び運用等への影響が生じないように実施すること。

(7) スケジュール

本システムの構築スケジュールは、概ね次のとおりとなる。

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
		委託業者 選考 契約		システム設計・開発 ハードウェア等の調達			テスト 稼働		本稼働		
						データ移行					
							研修				

システムの本稼働は、令和8年1月下旬とする。

なお、機器等の調達については調達仕様書の提出から機器等の納品まで概ね3か月程度の期間を要することを考慮すること。

(8) 調達対象及びその範囲

ア 業務システムの開発及び調達

- ・本システムの構築に必要な要件定義から設計、開発、テスト、本稼働までのすべての工程及び作業を行うこと。
- ・システムの構築、稼働のために必要なパッケージソフト等のソフトウェア製品の調達を行う

こと。

イ 機器等の調達、設置等の支援

本業務システムを構築するために必要な機器については、受託者が作成する調達仕様書に基づき、発注者が機器販売事業者による競争入札等を行い、調達する予定である。

なお、調達の範囲、方法等については発注者と協議し、機器等の調達仕様書（案）及び参考見積書を作成すること（任意様式）。

- ・機器等の提案にあたっては、安全性、信頼性、可用性及び拡張性等を考慮し、また特定技術への依存を回避するため、標準的な技術を採用した適切な機器等を提案すること。提案する機器等については、機種名、型名（型番）及びスペックについても提示すること。なお、提案上限額の範囲内で、本仕様書の要件を満たす機器等を提案することとし、システムの円滑な稼働のために本仕様書の要件とは異なる提案をする場合は、その旨を理由とともに提案書に明記すること。
- ・本システムを構築するために必要な機器等の設置作業に関する計画の策定、納入業者との調整、機器稼働確認等を行うこと。
- ・提案した機器等について、発注者が発注時に製造中止あるいは入札が不調等で調達ができなくなった場合は、参考見積書の価格の範囲内で受託者が代替機を調達すること。

ウ システム構築

（ア）環境設定

本業務システムの本番環境、テスト環境の設定を行うこと。なお、別途調達予定の機器等の環境設定に関しても、受託者がその責任を負うものとする。

（イ）データ移行とセットアップ

CSV 形式で出力された既存データの入力作業及び本システムの稼働に必要なすべてのデータセットアップを行うこと。

（ウ）保守、運用設計

本システム稼働開始後に必要となる保守、運用等の設計を行い、それらのドキュメントを作成すること。

（エ）研修

システム管理者及び使用者向け研修の計画及び実施を行うこと。また、研修に必要なマニュアル等を作成すること。

（オ）システム移行支援

本システムへの円滑な移行のために、市融資制度等の業務を理解し、システムに精通している者を含めた体制とすること。また、システム移行時期、方法及び手順等について提案を行い、システム移行計画の作成及び移行の実施について、発注者の支援を行うこと。

エ LAN構築

本システムのネットワーク設計及びLAN構築（配線作業を含む）を行うこと。

オ システム保守、運用

本システムの保守、運用に関しては、以下のとおりとする。

- ・障害対応（障害事前対策、障害時対応、障害事後対策）

- ・本システムの運用、管理、使用方法等に関する発注者からの問い合わせへの対応

カ その他

発注者が指定する打合せ会議に出席し、会議で必要な資料の作成及び報告書の作成を行うこと。報告書は打合せ会議後5日以内に提出すること。

キ 納品物等

本システムの構築、保守、運用に関わる納品物等については、以下のとおりとする。

No.	納入物品名	数量
①	業務システム	一式
②	システム設計書	1 部
③	プロジェクト計画書	1 部
④	開発スケジュール表	1 部
⑤	バックアップ計画書	1 部
⑥	テスト計画書・結果報告書	1 部
⑦	打合せ会議資料及び報告書	1 部
⑧	運用手順書	1 部
⑨	操作説明書	1 部
⑩	保守体制図	1 部
⑪	機器等の調達仕様書（案）	1 部
⑫	機器等の調達参考見積書	1 部
⑬	情報セキュリティポリシー情報システム実施手順書 ※発注者がフォーマットを提供	1 部

※No.②～⑬の納入物品については、紙媒体及び電子ファイル((Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint 又はPDFの形式)を保存したCD-ROMで納品すること。

2 開発、導入に関する要件

(1) 統括業務責任者

契約締結後、速やかに委託業務の実施について、統括業務責任者を選任し、委託業務に従事する者を指揮監督し、その他委託業務の遂行に必要な事務に従事させること。

- ・委託業務の契約期間中は、統括業務責任者を交代してはならない。ただし、やむを得ない理由により交代が必要になる場合は、あらかじめ発注者に届出をし、承認を受けなければならない。
- ・発注者は、統括業務責任者がその職務について著しく不適当と認められるときは、統括業務責任者の交代を求めることができる。

(2) プロジェクト管理

- ・契約締結後速やかにプロジェクト計画書を発注者に提出し、承認を受けること。
- ・開発スケジュールを遵守し、構築するシステムの品質が守れるよう十分な体制を整えること。
また、契約締結後速やかに体制表を発注者に提出し、承認を受けること。
- ・実施可能な開発スケジュールを計画し、契約締結後速やかにスケジュール表を発注者に提出し、承認を受けること。
- ・定期的に会議を開催（概ね1週間に一回程度）し、本システムの開発の進捗状況やその他の必要な事項について発注者に報告を行うこと。

(3) 開発担当者要件

本システムの開発にあたっては、システムの開発・導入の実務経験者を配置すること。

(4) テスト

本システムの開発にあたっては、次のテストを計画、実施することとし、テスト実施前にテスト計画書を発注者に提出し、承認を受けること。テストデータは原則として受託者が作成すること。また、テスト完了時にはテスト結果報告書を発注者に提出し、承認を受けること。

- ・単体テスト
- ・結合テスト
- ・総合テスト
- ・運用テスト

(5) 環境設定

本システムの引渡しにあたっては、開発したソフトウェア及び本システムを構成するすべての機器等の環境の設定を完了し、本稼働できる状態としておくとともに、稼働を確認するため発注者と受託者の立ち会いを行うこと。また、設定等に不備があった場合は、機器等の設定作業をそれらの納入業者が実施した場合等も含め、受託者が責任を負うものとする。

(6) データセットアップ

本システムの引渡しにあたっては、発注者の用意する従前システムから抽出されたすべてのデータをセットアップが完了した状態としておくこと。

3 システムの機能要件

(1) データ項目

本システムで用いるデータ項目は次のとおりとするが、必要に応じて項目を追加しても差し支えない。

ア 事業者（融資利用者）に関するもの

融資利用者番号、組織区分（個人事業、株式会社、合同会社、医療法人など）、事業者名、事業者カナ、代表者役職、代表者名、代表者カナ、登記住所、登記住所の郵便番号、登記住所の電話番号、市内事業所住所、市内事業所の郵便番号、市内事業所の電話番号、業種、従業員数、創業年月、資本金、事業者備考

イ 融資資金に関するもの

融資資金名（「中小企業振興資金」「創業支援資金」など）、表面利率、本人利率、補給利率、融資限度額、最長据置月数、資金使途（運転、設備、併用）、融資資金備考

ウ 金融機関に関するもの

金融機関コード、支店コード、金融機関名、金融機関カナ、支店名、支店カナ、金融機関住所、金融機関郵便番号、金融機関電話番号、銀行種類、担当、営業日区分、利息取区分、金融機関備考

エ 融資に関するもの

融資番号、報告年月日、実行年月日、利用融資資金名、融資資金使途（運転、設備、併用）、実行金額、融資金融機関名、融資支店名、融資表面利率、融资本人利率、融資補給利率、据置月数、割賦回数、融資営業日区分、融資利息取区分、初回返済日、初回返済金額、終回返済日、終回返済金額、毎回返済日、毎回返済金額、保証番号、保証料率、融資備考、変更年月日、変更後返済金額、変更後据置月数、変更後割賦回数、変更後終回返済日、変更後終回返済金額、変更後毎回返済日、変更後毎回返済金額、変更備考、繰上完済区分（一括繰上、内入、転出、代位弁済など）、繰上完済日、繰上完済金額、繰上完済備考

(2) 閲覧機能

ア 検索

融資利用者番号、事業者名、代表者名、所在地（登記住所または市内事業所住所）及び電話番号の一部を入力し、検索できること。また、その他の項目でも検索できることが望ましい。

融資ごとに、次の項目が閲覧できること。またその他必要と思われる項目が閲覧できるようにすること。

利用融資資金名、融資資金使途、実行金額、融資金融機関名、融資支店名、融資表面利率、融资本人利率、融資補給利率、報告年月日、実行年月日、据置月数、割賦回数、融資営業日区分、融資利息取区分、初回返済日、初回返済金額、終回返済日、終回返済金額、毎回返済日、毎回返済金額、保証番号、保証料率、融資備考、変更年月日、変更後返済金額、変更後据置月数、変更後割賦回数、変更後終回返済日、変更後終回返済金額、変更後毎回返済日、変更後毎回返済金額、変更備考、繰上完済区分、繰上完済日、繰上完済金額、繰上完済備考

イ 編集

簡易なデータベースの修正については、システム管理者または使用者のうち権限を与えられた者が行えること。

ウ その他

- ・融資ごとに返済予定及び履歴（返済予定日、返済予定額、返済残高及び利息）を確認できること。
- ・事業者が現時点で借り入れている融資資金ごとの実行金額、借入残高、融資限度額及び融資可能額が確認できること。

(3) データ入力

データ入力は、処理の内容や性質に応じて効率的な運用ができ、作業の軽減が図れるものであること。また、入力ミスの削減及び入力の簡素化ができる機能を有していること。さらに、CSV形式等のファイルによって一括で入力できる機能を有していることが望ましい。

ア 事業者情報の入力及び修正

次の項目について入力し、データを登録できること。また、登録データの修正ができること。また、融資利用者番号は新規登録の際に自動で採番できること。

組織区分、事業者名、事業者カナ、代表者役職、代表者名、代表者カナ、登記住所、登記住所の郵便番号、登記住所の電話番号、市内事業所住所、市内事業所の郵便番号、市内事業所の電話番号、業種、従業員数、創業年月、資本金、事業者備考

イ 融資情報の入力及び修正

次の項目について入力し、データを登録できること。また、登録データの修正ができること。なお、融資番号は実行年月日の属する年度ごとに判別できる仕様とし、新規登録の際に自動で採番できること。

年度、利用融資資金名、融資資金使途、実行金額、融資金融機関名、融資支店名、融資表面利率、融資本人利率、融資補給利率、報告年月日、実行年月日、据置月数、割賦回数、融資営業日区分、融資利息取区分、初回返済日、初回返済金額、終回返済日、終回返済金額、毎回返済日、毎回返済金額、保証番号、保証料率、融資備考

ウ 融資情報の変更

融資ごとの条件変更等に対応するため、次の項目を3-(3)-イ融資情報の他に1回以上入力し、データを登録できること。

変更年月日、変更後返済金額、変更後据置月数、変更後割賦回数、変更後終回返済日、変更後終回返済金額、変更後毎回返済日、変更後毎回返済金額、変更備考

エ 繰上返済の入力

繰上返済を管理するため、次の項目について入力し、データを登録できること。

繰上完済区分、繰上完済日、繰上完済金額、繰上完済備考

(4) 台帳管理機能

ア 融資資金台帳管理

融資ごとに、次の項目の登録、変更及び変更前のデータの管理ができること。

融資資金名、表面利率、本人利率、補給利率、融資限度額、最長据置月数、資金使途、
融資資金備考

イ 金融機関台帳管理

次の項目について、登録できること。また、登録データの修正ができること。

金融機関コード、支店コード、金融機関名、金融機関カナ、支店名、支店カナ、
金融機関郵便番号、金融機関住所、金融機関電話番号、銀行種類、担当、営業日区分、
利払区分、金融機関備考

ウ 業種台帳管理

業種を入力する際に呼び出せるように、日本標準産業分類に基づく大分類、中分類及び小分類をあらかじめ登録できること。また、登録データの修正ができることが望ましい。

エ 休日設定管理

祝祭日の管理ができること。

(5) 利子補給金処理機能

ア 利子補給金集計機能

四半期（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）分の利子補給金を集計し、融資ごとに次の項目を表示する計算書を印刷できるとともに、Microsoft Excel、CSV形式等で出力できること。（集計は、融資ごとに行うとともに、支店ごとに融資資金別でも行うこと。）

融資金融機関名、融資支店名、利用融資資金名、事業者名、代表者名、実行年月日、
実行金額、融資補給利率、補給金計算月期間、補給日数、融資残高、利子補給金額

- ・補給金計算期間は、約定日の翌日（実行後最初の補給金計算期間の場合は実行年月日）から起算して次の約定日までの期間とする。
- ・利子補給金額は、補給金計算期間における融資残高に融資補給利率と補給日数を乗じ、閏年に関わらず365日で除した額の、四半期の合算額とする。ただし、補給金計算期間ごとに1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨ててから合算するものとする。
- ・補給金計算期間ごとに属する四半期は融資利息取区分（前払い又は後払い）を考慮した利払日が属する四半期とする。
- ・条件変更等による過払い及び追加分を遡及して補正できるものとする。この場合、補正する補給金計算期間の全期間についても表示し集計するものとする。

イ 利子補給予定表作成機能

融資ごとに、実行年月日から終回返済日までの補給金計算期間ごとの利子補給金額を計算し、その結果を印刷できるとともに、Microsoft Excel、CSV形式等で出力できること。

ウ 利子補給金予測機能

融資資金別に当年度、翌年度、翌々年度の利子補給金額の予測を行い、その結果を印刷できるとともに、Microsoft Excel、CSV 形式等で出力できること。なお、予測にあたっては、予測時点までの融資金額や伸び率を入力できるなど、予測の精度を高めるための機能を有すること。

(6) データ出力機能

ア EUC機能

次の出力条件により融資に関する項目について、Microsoft Excel、CSV 形式等で抽出できること。また、その他の出力条件での抽出をすることが望ましい。

①実行月ごとでの出力、②実行年度ごとでの出力、③入力日付の範囲指定での出力

イ 全データ抽出機能

契約期間の満了時など、本システムの利用を終了する際に、本業務システムのデータベースに格納するすべてのデータを CSV などの汎用的な形式にて出力できる機能を有すること。

(7) 統計処理機能

ア 融資残高集計機能

金融機関別、支店別、融資資金別、業種別、資金使途別に指定した月末時点での件数、融資残高を集計し、印刷できるとともに、Microsoft Excel、CSV 形式等で出力できること。

イ 融資実行状況集計機能

金融機関別、支店別、融資資金別、業種別、資金使途別に指定した月の実行件数、実行金額を集計し印刷できるとともに、Microsoft Excel、CSV 形式等で出力できること。また、金融機関別、支店別、融資資金別、業種別、資金使途別に指定した年度の累計の実行件数、実行金額が印刷できるとともに、Microsoft Excel、CSV 形式等で出力できること。

【参考】本市の制度融資の現状

○融資実行状況

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	1,057 件	1,360 件	1,379 件
実行額	9,454,117 千円	13,636,400 千円	14,100,648 千円

○融資残高推移

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	3,790 件	4,135 件	4,432 件
残高	20,460,818 千円	25,608,125 千円	29,677,297 千円

4 システム構成等の要件

(1) システムの構成等

相模原市役所産業支援・雇用対策課事務室内にサーバを設置し、公益財団法人相模原市産業振興財団（以下「財団」という。）と、発注者で準備するＩＰ－ＶＰＮ光回線で接続したネットワークにより構築する。

- ・本システムの構成は、別紙「システム構成図」のとおりとする。
- ・機器等の設置場所については、別紙「施設内配線図」のとおりとする。
- ・システムの処理形態については、提案した方式を採用した理由とメリット、デメリットを企画提案書に記述すること。
- ・ハードウェア等の台数：サーバー式、クライアントＰＣ３台、Ａ３プリンタ２台
- ・システム稼働時の本システムへの最大同時アクセス数は、３台とする。
- ・利用する拠点間ネットワークは、発注者が準備するＩＰ－ＶＰＮ光回線以外認めない。
- ・ファイアウォール機能を有するルータを拠点に設置し、フィルタリングによる通信制御を行うこと。
- ・端末認証機能を有するルータを拠点に設置し、システム管理者によりネットワークへの接続を許可された端末と許可されていない端末をネットワーク上で区別し制御を行うこと。
- ・拠点の施設内のＬＡＮ環境を構築すること。構築の範囲は、ＯＮＵから各機器間の配線、通信機器等の設置及び設定作業を行うこと。作業場所、内容については、別紙「施設内配線図」を参照のこと。
- ・本業務システムは、システム管理者が指定したクライアントＰＣのみでアクセスできるものとし、指定外のクライアントＰＣ及び外部からのアクセスできない仕組みを構築すること。
- ・本業務システムで使用するプロトコルは、原則としてＴＣＰ／ＩＰとすること。
- ・本業務システムは、インターネットとは接続しない独立したネットワークとすること。システム構成上必要な場合には、別途発注者と協議すること。

(2) 「受託者が作成する調達仕様書」に記載する範囲

発注者が別途調達するために「受託者が作成する調達仕様書」に記載する機器の範囲は以下のとおりとし、調達仕様書に記載がなく、業務システムの運用にあたり必要な物品・機器が生じた場合は、本委託業務において用意すること。

ア サーバー式

イ Ａ３対応モノクロレーザープリンター ２台

ウ 「４（１）システムの構成等」に示すネットワーク要件を満たす通信関連機器一式（ケーブル類含む）

(3) 調達仕様書にかかる留意事項

- ・システムを構成するサーバ等を接続するために必要な通信機器（スイッチングハブ等）は、調達機器に含めること。
- ・ＵＰＳや接続ケーブル等システムを安定稼働させるために必要な機材一式を調達すること。
- ・提案する機器は、国内メーカーとし、調達後に必要となる保守委託については、年度単位での契約が可能なものとする。

- ・モニター、キーボード、マウス等の周辺機器については、本体のメーカーが提供するものでも可とする。

(4) サーバの要件

「4 (2) ア」に示す「サーバー式」の仕様は次のとおりとする。

項目	仕様等
形式	システムを円滑に稼働させる仕様を提案すること
構成	システムを円滑に稼働させる仕様を提案すること
OS	Windows Server 2025 Standard Edition
CPU	システムを円滑に稼働させる仕様を提案すること
メモリ	システムを円滑に稼働させる仕様を提案すること
HDD	システムを円滑に稼働させる仕様を提案すること
RAID	RAID1, RAID5又はRAID6
光学ドライブ	本体内蔵型DVDスーパーマルチドライブ
モニター	液晶ディスプレイ17型以上
キーボード	JIS標準又はOADG標準109配列準拠モデル テンキー付キーボード
マウス	光学式マウススクロール機能付
インターフェイス	USB Type-A (USB2.0以上) 2ポート以上内蔵 (うち、1ポート以上にUSB3.0以上を有すること)
ネットワーク	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、LANインターフェイス (RJ45)×1以上装備
バックアップ装置	DAT、RDX等 スケジュールで指定した日時に自動的にバックアップ及び 復元ができるソフトウェアを含めること。 フルバックアップ時に記憶媒体の交換等の必要がないこと。 バックアップ装置に適合したデータカートリッジを二世代 分添付すること。 *HDDバックアップなど、別の方式を提案する場合は、そ の旨と理由を提案書に明記すること。
UPS	自動運転(日次での起動・終了)ができるよう、電源管理ソ フトウェアを含めること
ラック等	適切な収納ボックス等を採用すること ドア鍵付 冷却ファン装備
【ソフトウェア等】	
ミドルウェア	提案業者の採用するシステムに必要なものを提案すること。 ただし、Microsoft Access を利用した基幹DBの構築は認め ない。

OAソフト	Microsoft Office LTSC 2024
バックアップソフト	スケジュールで指定した日時に自動的にバックアップ及び復元できること
電源管理ソフト	UPSの自動電源管理、制御、アラート通報ができること
ウィルス対策ソフト	Microsoft Defender
【その他】	
サーバは固定し、転倒や転落防止装置、盗難防止等の手段を講じること 電源は30VA以下とする（容量が不足する場合は発注者と協議すること） 静音タイプであることが望ましい システム構成上必要なネットワーク機器及びソフトウェアを含むこと。	

※ネットワーク機器が必要となる場合は、サーバに含み調達すること。

(5) プリンタの要件（調達予定台数2台）

項目	仕様等
形式	レーザープリンタ
用紙サイズ	A3, A4
用紙種類	普通紙、再生紙、上質紙、厚紙の印刷が可能であること
給紙	カセット（2箇所以上）及び手差しを装備のこと
印刷速度	約20枚／分以上
プリンタドライバ	Windows11 対応
インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、LANインターフェイス(RJ45)×1以上装備
消費電力	最大：1,000W 程度以下（プリンタ単体時） 稼働時平均：600W 以下（プリンタ単体時）
省電力性	国際エネルギースタープログラムに適合のこと
環境対応	グリーン購入法及び RoHS 指令に適合のこと
その他	本システムの全ての帳票等の印刷について動作確認済みであること

※外形寸法は、上記機能を満たしていれば特に問わない。

(6) 業務システムを利用するクライアントPCの要件（運用予定台数3台：調達済み）

クライアントPCへのソフトウェア（プラグイン等も含む）のインストールまたは設定変更が必要な場合は、事前に発注者と協議し承認を得た上で作業を行うこと。

項目	仕様等
形式	ノート型パーソナルコンピュータ
CPU	インテル Core i5 プロセッサ
OS	Microsoft Windows11 Enterprise
メモリ	16GB
SSD	256GB

キーボード	J I S 標準配列キーボード・テンキー付き
マウス	Bluetooth 光学マウス スクロール機能付き（充電式）
光学ドライブ	本体内蔵型DVDスーパーマルチドライブ
画面解像度	1, 920×1, 080ドット（16：9）フルHD
ディスプレイ	15.6型TFTカラー液晶以上
画面色	最大1, 677万色以上の表示が可能
USBポート	USB Type-A（USB 2.0もしくはUSB 3.0） 4ポート以上内蔵 （うち、1ポート以上にUSB 3.0以上を有する）
ネットワーク	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、LANインターフェイス （RJ45）×1以上装備
セキュリティ	セキュリティチップTPM（TCG v 2.0）を内蔵
【ソフトウェア等】	
OAソフト	:Microsoft Office LTSC 2024
ブラウザ	Microsoft Edge
ウイルス対策ソフト	Microsoft Defender

（7）セキュリティ要件

本システムは個人情報を扱うため、相模原市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守することとし、個人情報保護及び情報漏洩への対策について、特段の配慮を行うこと。

ア 識別と認証

- ・ログオン時にID及びパスワードを用いてユーザを認証し、個人を特定することでシステム等へのアクセス制御を行い、ファイル、データベース及び各機能の利用に対する権限を制御すること。
- ・ログオンの連続失敗回数が規定値を超えたとき、自動的に機器またはIDをロックする機能を有すること。タイムアウト値を設定することによって、一定時間処理が発生していないクライアントPCの接続を切断すること。
- ・本システムのアクセスログ（システム使用者、アクセス先、操作内容、操作日時等）を記録し、またそのアクセスログの項目を指定してシステム管理者が出力できること。
- ・本システムのID、パスワードはサーバによる一括管理が可能であること。ただし、本システムへのパスワードについては、使用者本人の操作でも変更可能として、パスワードポリシーは管理者用コンソールのみで設定できるようにすること。
- ・パスワードを新規に発行する場合は、仮のパスワードを発行し、初回ログイン後に変更させること。
- ・パスワードは次のとおり設定可能であること。

利用文字	英数字混在（大文字小文字認識有）
使用桁数	サーバ（システム管理者）：9桁以上 クライアントPC（使用者）：8桁以上

- ・ 不要なサービス及びサポートは、停止もしくは無効化すること。

イ データのセキュリティ対策

- ・ 本システムにおけるデータの保存、管理については、原則としてサーバ上で行うこととし、クライアント側にはデータを保持しないようにする。クライアント側にデータを保持する場合は、セキュリティの確保について、発注者と協議すること。
- ・ 本システムに保存される個人情報については、暗号化することが望ましい。
- ・ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時に速やかに復旧できるようにすること。
- ・ サーバを固定し、盗難防止の手段を講じること。

(8) ウイルス対策

- ・ サーバ及びクライアント 3 台へウイルス対策ソフトをインストールし、設定作業を行うこと。
- ・ ウイルス対策ソフトは、最新の Microsoft Defender を使用すること。ただし、システム構成上同ソフトをインストールできない場合は、使用するソフトについて、発注者と協議すること。
- ・ Microsoft Defender 以外のウイルス対策ソフトを調達する場合の費用及び、ライセンスの更新費用は、ハードウェア等費用として「受託者が作成する調達仕様書」に含めること。なお、Microsoft Defender をウイルス対策ソフトとして使用可能な場合のライセンス費用は発注者が負担する。
- ・ Microsoft Defender のウイルスパターンファイル等の更新については、発注者が CD で毎月 1 回サーバにインストールを行う。ただし、システム構成上 Microsoft Defender を使用できない場合のウイルスパターンファイル等の更新は、受託者が行うこととする。
- ・ 毎月 1 回、クライアント PC からサーバにウイルスパターンファイル等を取得し、自動で更新できることが望ましい。

(9) 信頼性要件

本システムでは、サービスが停止しないよう、次の信頼性を確保すること。

- ・ 端末での操作ミス等によるデータ不整合やシステム障害が発生しないように対策を講じること。
- ・ 障害がシステムの停止につながる機器及びシステムへのアクセス増加時に拡張が必要になる機器は、機器の多重化によるシステムへのアクセス、システム本体の負荷分散等、システムの目的レベルに応じて信頼性を確保すること。
- ・ バックアップ計画を策定の上、バックアップ装置等を用いて各サーバの設定情報やデータのバックアップを行い、データ損失の防止やシステム破壊時の迅速なリカバリを可能とすること。
- ・ サーバの電源については、UPS 等の活用によって信頼性を確保すること。
- ・ サーバを固定し、転倒や転落防止等の措置を講じること。

(10) 性能要件

ア パフォーマンス要件

ネットワーク環境下において、標準的な作業におけるレスポンス時間（画面でイベントを発生させ、その結果を受け取るまでの時間）は、最大 1 秒以内であること。ただし、一部の機能

について、この制限を超えることを発注者が認めた場合は、この限りではない。なお、この場合、端末上に処理中であることが判別できるように表示を行うこと。

イ ユーザインターフェイス要件

- ・本システムを使用者にとって操作しやすく、誤操作が生じにくい画面レイアウト、画面構成及び画面遷移とすること。
- ・システムの文字の大きさや画面配色を工夫して視認性と分かりやすさを高めるとともに、身体的事情に配慮すること。
- ・分かりやすい用語を使用すること。
- ・作成にあたっては、発注者と十分な打合せを行うこと。

ウ 汎用性及び拡張性等

- ・法令、制度の改正及び帳票レイアウトや出力項目等について、変更が生じた場合、適宜、容易にシステム修正を行える仕組みとすること。
- ・システムに新たな機能を容易に追加できる拡張性を持たせること。
- ・将来的なデータ量の増加、システム利用の増加に伴う負荷の増加、容量の増加及びセキュリティの強化に対して、容易に対応が可能なシステム構成とすること。
- ・技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づく技術を採用すること。

(11) 運用要件

ア システム運用時間

- ・システムの運用時間は、計画的停止を除き、原則として月曜日から金曜日の午前8時から午前0時までとする。なお、保守等でシステム等を停止する場合には、原則として業務に支障をきたさない休日または平日夜間とする。
- ・通常運用時間外でのシステムの稼働を想定し、システム管理者による手動での運転が可能となるようにすること。

イ バックアップ

- ・機器及びシステム障害等によるデータの破損及び消失に対処するため、システムのデータについて、バックアップ機能を備えること。
- ・システム稼働時やメジャーアップデートが行われた時点のOSを含むイメージバックアップを保存し、直近のデータバックを用いたディザスタリカバーが可能であること。
- ・データのバックアップについては、媒体等を用いてサーバとは別の場所でのバックアップデータの保存ができること。
- ・バックアップ処理の実行、状況確認について、スケジューリングによる自動実行機能を有すること。
- ・バックアップの実施にあたり、バックアップ計画書を作成し、発注者に提出すること。
- ・バックアップ計画書には、データカートリッジ等、5年間の運用に際し必要となる消耗品等の数量及び交換計画を明記すること。

5 マニュアル及び研修の要件

(1) マニュアルの作成

ア 操作マニュアル

本システムの操作等について、パソコンに精通していない者でもマニュアルを見ながら操作できる内容であること。

イ 管理者マニュアル

システムの管理について、専門的知識を持たないシステム管理者でも実施できる分かりやすい内容であること。

(2) 研修

前項のマニュアルを使用し、本システムの導入に際し、次に示す研修を実施すること。

研修区分	研修形態	対象人員	実施規模	内容・目的
使用者研修	実地研修	10人程度	2回以上	本システムを日常業務として使用するための基本的事項を習得する。
管理者研修	実地研修	4人程度	1回以上	本システムの管理者として必要な知識を習得する。

- ・ 受託者が研修を実施すること。
- ・ 研修に必要なテキスト及び機器等について、準備すること。
- ・ 研修の内容や場所等の実施方法については、発注者と協議すること。

6 保守、運用の要件

システムの保守及び運用やトラブル発生時の対応については、システムが安定稼働するように体制を整え、ハードウェア、ソフトウェア等を含め総合的な保守を行うこと。

(1) 保守、運用の対象

保守、運用の対象は、引渡しが完了した業務システムとする。また、本業務委託にて調達したハードウェアがある場合は、保守、運用の対象とする。

なお、別に調達する予定のハードウェアについては、メンテナンスリースでの調達を想定している。

システムの本稼働開始時期は令和8年1月下旬とし、システム保守運用契約は令和8年2月より締結する。

(2) 保守、運用の対応方法等

ア 受付対応窓口及び体制の整備

本システムの運用、管理、使用方法等に関する発注者からの問い合わせ及び障害発生等に係る対応にあたっては、一本化された受付対応窓口を設置し、これらの対応に必要な体制を整備して体制表を発注者に提出し、承認を受けること。

イ 受付対応時間

平日（年末年始を除く）午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 対応方法

- ・本システムの運用、管理、使用方法等に関する発注者からの問い合わせ及び障害発生等に係る対応依頼については、発注者が指定するシステム担当職員が行う。
- ・緊急に現地での保守作業が必要となった場合には、対応依頼があったときから4時間以内に保守作業員が現地に赴き対応すること。
- ・対応依頼のうち、システムの操作方法等、簡易な場合については、電話、メールなどの手段により適切に対応すること。

(3) 保守、運用の作業内容等

ア 障害事前対策

- ・定期的にシステムの稼働状況、性能情報等を取得し、分析及び評価を行い、発注者に報告すること。
- ・システムの定期保守を6か月に一回以上行うこと。

イ 障害時対応

- ・障害の発生時は速やかに障害の切り分けを行い、原因箇所を特定し、システム管理者に対して適切な方法により迅速に報告すること。
- ・障害の原因箇所が本業務システムの場合については、受託者が責任をもって障害を復旧させること。
- ・障害の原因箇所が本業務システムで、かつ、障害の復旧に時間を要する場合は、業務に支障をきたさないよう適切かつ有効な応急措置を講ずること。

ウ 障害事後対策

障害の原因等について分析等を行い、再発防止策を市に提案し、合意された内容を速やかに

実行すること。

エ 問い合わせ対応

システムの操作方法等の問い合わせについては、迅速かつ的確に対応すること。

オ システム保守

OS、ミドルウェア、アプリケーションソフトウェア等のアップデート（パッチや修正モジュールを含む）を実施すること。なお、作業の実施にあたっては、インターネットに接続しない環境において対応すること。

カ 不正なアクセス等の監視

アクセスログ等を基に、第三者からの不正侵入や不正操作等について監視し、半年に一度発注者へ報告すること。

キ ウイルス対策ソフト

Microsoft Defender 以外のウイルス対策ソフトを使用する場合は、パターンファイル等のアップデートを実施し、最新の状態とすること。

ク ドキュメント管理

本システムの運用に必要なドキュメント管理を実施すること。

ケ システムの運用に必要なシステムの軽微な修正

本システムの運用に必要なシステムの軽微な修正については、システム保守運用委託費用の範囲内で対応すること。なお、システムの修正を行う場合には必ず2名以上で作業内容及び作業結果を確認し、その作業内容を発注者へ報告しなくてはならない。

コ 法改正、制度改正に伴う対応

- ・法改正及び制度改正等に伴い、各種帳票の軽微な変更等が生じた場合は、システム保守運用委託費用で対応するものとする。ただし、大規模な変更を伴う場合は、別途発注者と協議するものとする。
- ・修正ソフト等のインストール作業及び設定作業等については、システム保守運用委託費用の範囲内で対応すること。

サ バージョンアップ

- ・機能追加等パッケージソフトのバージョンアップを適切に行うものとする。
- ・バージョンアップソフト等のインストール作業及び設定作業等については、システム保守運用委託費用の範囲内で対応すること。

シ クライアントPCの増設等に伴う対応

組織変更及び人事異動等でクライアントPCの増設、移設及びネットワーク変更が発生した場合は、システムの設定変更、移設等をシステム保守運用委託費用の範囲内で対応すること。ただし、大規模な作業を伴う場合は、別途発注者と協議するものとする。

ス 再設定

クライアントPCが更新、修理等で本システムを使用するために再設定が必要となった場合は、システム保守運用委託費用の範囲内で対応すること。

セ その他

電気設備保守点検等、施設管理上必要が生じた作業について対応すること。

7 その他

(1) 責任の範囲

本業務委託における受託者の責任の範囲は、本業務システム、本業務システム稼働のために受託者が調達したソフトウェア、受託者が設定・設置したネットワーク環境、本市が調達した通信機器及び本市が別途調達するハードウェアへの環境設定とし、機器の設定等に不備があった場合には受託者が責任を負うものとする。

なお、ハードウェアを受託者が調達することとなった場合は、それらも責任の範囲に含むこととする。

(2) 再委託

- ・受託者は、全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。
- ・前項ただし書きの規定により、受託者は業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にしたものを発注者に提出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(3) システム監査

- ・発注者が指定したシステム監査人が業務委託の実施状況等について、業務委託を実施する場所等に立ち入り、定期または随時にシステム監査を行うことができるものとする。
- ・システム監査の実施に必要な協力を無償で行うこと。

(4) 個人情報の取扱い

- ・個人情報等の取扱いについては、別紙「個人情報等の取扱いに関する特記事項」に従うこと。

(5) 契約不適合責任

発注者は、受託者の責めに帰すべき事由により委託業務が本仕様書に適合していないと認められるときは、受託者に対して相当の期間を定め、当該不適合の補修を請求することができる。この場合において、請求することができる期間は、検収後1年以内に限るものとし、補修に要する費用は受託者が負担するものとする。ただし、その期間中に初動操作の実施が行えないものについては、正常に稼働するまでとする。なお、納品物等について、誤った記載や当該不適合の補修に伴う変更などがあった場合には、速やかに新しい版を提供すること。

(6) 留意事項

- ・本業務で取扱うデータ及び情報システムの取扱いには十分注意を払い、発注者が指定する場所以外への持ち出しは禁止とする。ただし、やむを得ない事情のため外部へ持ち出す場合は、事前に発注者の承諾を得ること。
- ・契約期間中及び契約終了後においても、本業務で知り得た業務上の内容について、他に漏らしまたは他の目的に利用してはならない。
- ・システム開発に必要となる機器、媒体、事務用品及び通信費等については、受託者の負担とする。
- ・受託者が本市庁舎内で作業を行う際は、身分を証明するものを携行し、名札を着用すること。
- ・受託者は、本庁舎管理区域内に本システムに関連しない、または個人所有であるコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込んで서는ならない。

- ・受託者は、発注者が管理する機器以外で本システムで取り扱う企業情報及び個人情報を取り扱う場合、事前に個人情報等取扱機器一覧を提出することとし、個人情報等取扱機器一覧を変更する場合は、発注者と協議の上、速やか変更の報告をすること。なお、個人情報等取扱機器一覧に記載された機器について、本業務遂行中に故障等により交換を行った場合及び本業務終了後には、内蔵される電磁的記録媒体を取り外し、発注者の立ち合いのもと、物理的に破壊すること。なお、破壊作業後、電磁的記録媒体を破壊した事実を証明する書類を提出すること。ただし、やむを得ない事情によりその対応を取ることが困難な場合は、代替措置について発注者と協議の上、電磁的記録媒体の再利用禁止及び発注者による破壊作業の確認等の適切な措置を講じること。
- ・本システムで管理する情報のうち、受託者が取り扱うことができる種類・範囲は、業務上必要最低限とし、発注者が認めた方法でアクセスしなくてはならない。
- ・受託者が発注者に納品する納入物の所有権は、発注者から受託者へ委託料が完済されたときに受託者から発注者へ移転する。
- ・受託者がこの契約に基づいて作成した資料及び発注者に納品した成果品に関し、受託者または第三者が従前から保有する著作権は、受託者または第三者に留保されるものとする。ただし、発注者は本契約の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

※ 本業務においてパッケージをカスタマイズした部分に関する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、発注者に帰属するものとし、パッケージ部分については、受託者に留保されるものとする。

受託者は成果品について、発注者に対して著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）は行使しないものとする。

また、受託者が成果品を利用する場合は、あらかじめ発注者に届出をし、承認を受けなければならない。

- ・次期システム更新の際、他メーカーへのシステム移行を考慮し、データに非公開部分を含まないこと。また、システム管理者がシステムで管理する全データ、全マスタ及び任意抽出したデータについて、CSV形式等汎用性のある形式で出力できる仕様とすること。

（7）その他

その他、本システムを構築、運用する上で本仕様書に含まれない事項が発生した場合は、発注者と受託者が十分な協議の上で対応する。